

基本協定の概要

- 1 **協定名称** 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等基本協定書
- 2 **締結主体** 大阪府、大阪市、大阪 I R 株式会社 (SPC)
- 3 **締結日** 2022 年 2 月 15 日
- 4 **趣 旨** 区域認定を得られた場合に、SPC が設置運営事業者となることを確認するとともに、認定申請や実施協定等の締結その他事業を円滑に開始するために、大阪府、大阪市及び SPC が負うべき責務及び必要な諸手続について定めるもの
- 5 **主な規定項目**
 - (1) 事業日程及び事業関連書類の遵守
 - (2) 認定申請手続
 - (3) 事業条件の変更要件・手続
 - (4) 表明保証
 - (5) SPC 株主 ※株式譲渡・事業譲渡等の制限等
 - (6) 履行保証金 (6.5 億円)
 - (7) MGMリゾート・インターナショナル、オリックス株式会社の連帯保証
※保証限度額合計 6.5 億円
 - (8) SPC による費用負担
 - ① インフラ整備費用 (202.5 億円)
※土地引渡し時：10%、開業後 1 年以内：90%
 - ② 選定費用 (約 1.25 億円)
※基本協定締結後 30 日以内：約 0.8 億円、認定後～実施協定締結まで：約 0.45 億円
 - ③ 環境アセスメント現況調査費用 (約 0.7 億円)
※基本協定締結後 30 日以内：約 0.7 億円
 - (9) 土地課題対策の実施・費用負担
 - 土地課題対策費用 (地中障害物撤去、土壌汚染対策、液状化対策に要する費用) は、2022 年 2・3 月市会で債務負担行為の議決が行われることを条件に市が負担
 - 土地課題対策費用は、実施協定の締結後、土地引渡し及び建設着工が行われた場合に、債務負担行為 (事項・期間・限度額) の範囲内で、支払期日に実施協定が有効に存続していることを条件に、市が合理的に判断する範囲で支払うものであることを事業用定期借地権設定契約等で規定

(10) 実施協定等の締結義務等

※区域認定が得られた場合の実施協定の締結義務等

(11) 基本協定の解除

① 大阪府・大阪市の解除権

- SPC の重大義務違反があった場合
- 認定申請同意・債務負担行為の議会議決が得られなかった場合 等

② SPC の解除権

- 判断基準日：認定後 30 日を経過した日
- 通知期限：判断基準日から 60 日以内
- SPC は、条件成就のために大阪府・大阪市と緊密に協力・連携し、合理的に可能な範囲で努力した上で、誠実かつ合理的な裁量により条件の成就・不成就を判断
- 主な条件
 - ・ 税務上の取扱い、カジノ管理委員会規則：国際競争力・国際標準の確保
 - ・ 開発：土地・土壌に関する大阪市における適切な措置の実施等
 - ・ 新型コロナウイルス感染症：国内外の観光需要の回復の見込み 等

(12) 協定解除の効果（SPC の違約金 6.5 億円）

※SPC、MGMリゾート・インターナショナル、オリックス株式会社いずれかに帰責事由がある場合

(13) その他反社会的勢力排除、秘密保持、一般条項 等